

**改革の柱 ① 協働のまちづくり**

**重点改革項目 ア 協働による地域の持続性の確保**

3 持続可能な地域運営の推進

(7) 地域の課題解決に向けた大学等との連携の推進

具体的な取組内容	番号	<b>【新規】産学官連携推進事業(日医工株式会社包括的連携協定)</b>		担当課
	122	市民の健康づくりや疾病・予防活動の支援、ジェネリック医薬品の普及啓発と医療費の適正化、地域包括ケアシステムの推進等について、日医工株式会社と氷見市が連携、協力し、それぞれの強みを生かして市民の健康的な生活の実現に向けた取り組みを実施することで、効果的な事業展開を図り、健康寿命の延伸に寄与する。		福祉介護課 市民課 健康課
計画	方針	産学官の連携による地域課題の解決	令和2年度～令和3年度	
		市民の健康寿命 (平成30年 男性77.25歳 女性81.73歳)	延伸	

**改革の柱 ③ 計画的で効率的な行財政運営**

**重点改革項目 ウ 職員力・組織力の向上**

4 組織文化・働き方の見直し

(2) より効率的かつ柔軟な働き方の推進

具体的な取組内容	番号	<b>【新規】押印等の見直し</b>		担当課
	123	国においては、「経済財政運営と改革の基本方針2020」が令和2年7月17日に閣議決定され、この1年間を集中改革期間とし、デジタル化の取組みを強化、加速するため、変化を加速するための制度・慣行の見直し等(書面・押印・対面主義の脱却、デジタル時代に向けた規制改革の推進等)について様々な検討がなされており、地方公共団体においても、書面・押印・対面規制の見直しに積極的に取り組むことが求められている。 本市において押印を求めている全ての手続きを洗い出し、押印の必要性を厳しく検証する。また、書面規制や対面規制についても根本的な見直しを検討する。		総務課
計画	方針	規制改革の推進	令和2年度～令和3年度	
		相手方に押印を求めている行政手続き	押印廃止の推進	

具体的な取組内容	番号	<b>【新規】テレワークの推進</b>		担当課
	124	ライフワークバランス実現のため更なる柔軟な働き方を推進するとともに、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、感染症流行、災害等による出勤困難時における業務の継続性の確保を図るため、場所や時間を有効に活用することのできる在宅型テレワーク実施要綱を7月から施行し、ICT環境の整備を行い、8月から運用を開始した。 市が貸与するテレワーク用パソコンと携帯電話網を使用して庁内LANに接続することにより、通常の勤務時と同様、メールや業務システムの利用が可能となった。		秘書広報課 総務課
計画	方針	ワークライフバランスの実現及び業務の継続性の確保	令和2年度～令和3年度	
		在宅型テレワークの実施	実施環境等の整備・拡充	

<b>重点改革項目</b>	<b>エ 公共施設マネジメントの推進</b>
---------------	------------------------

1 公共施設の多機能・複合化や統廃合による施設総量の最適化

(2) 施設整備及び運営における公民連携の推進

具体的な 取組内容	番号	<b>【新規】指定管理者の更新等</b>		担当課
	125	令和2年度末に指定期間の満了を迎える34施設のほか、令和3年度以降指定管理者制度を導入する2施設について、指定管理者を選定することにより、公の施設の管理を民間主体が行うことを可能とし、公の施設管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上、経費の節減等を図る。		財務課
計画	方針	公の施設管理に民間能力の活用	令和2年度	令和3年度
		指定管理者を更新又は新たに選定する施設数	35(更新34、新規1)	1(新規1)

<b>重点改革項目</b>	<b>オ 電子自治体の推進</b>
---------------	-------------------

1 マイナンバー制度等を活用した行政サービスの向上

(4) ICT活用による業務効率の向上

具体的な 取組内容	番号	<b>【新規】リモート会議システム整備事業</b>		担当課
	126	「新しい生活様式」の実践例にもあるほか、時間を有効活用するうえでも効果的なりモート会議の普及を図るため、本庁及び各出先機関においてリモート会議システムが利用可能となるよう、所要の環境整備を行った。		秘書広報課
計画	方針	労働時間の有効活用 会議や打合せ等のための移動 時間節約による業務の効率化	令和2年度～令和3年度	
		庁内外でリモート会議の実施	実施環境の整備・拡充	

具体的な 取組内容	番号	<b>【再掲】テレワークの推進</b>		担当課
	124	ライフワークバランス実現のため更なる柔軟な働き方を推進するとともに、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、感染症流行、災害等による出勤困難時における業務の継続性の確保を図るため、場所や時間を有効に活用することのできる在宅型テレワーク実施要綱を7月から施行し、ICT環境の整備が完了した8月から運用を開始した。 市が貸与するテレワーク用パソコンと携帯電話網を使用して庁内LANに接続することにより、通常の勤務時と同様、メールや業務システムの利用が可能となった。		秘書広報課 総務課
計画	方針	ワークライフバランスの実現及 び業務の継続性の確保	令和2年度～令和3年度	
		在宅型テレワークの実施	実施環境等の整備・拡充	

<b>重点改革項目</b>	<b>カ 市民サービスの向上</b>
---------------	--------------------

### 1 市民サービスの充実

(4) 市民ニーズを的確に捉え、目標を定めて、施策に反映し、実施して検証できる仕組みの導入

具体的な 取組内容	番号	<b>【再掲】押印等の見直し</b>	担当課
	123	<p>国においては、「経済財政運営と改革の基本方針2020」が令和2年7月17日に閣議決定され、この1年間を集中改革期間とし、デジタル化の取組みを強化、加速するため、変化を加速するための制度・慣行の見直し等(書面・押印・対面主義の脱却、デジタル時代に向けた規制改革の推進等)について様々な検討がなされており、地方公共団体においても、書面・押印・対面規制の見直しに積極的に取り組むことが求められている。</p> <p>本市において押印を求めている全ての手続きを洗い出し、押印の必要性を厳しく検証する。また、書面規制や対面規制についても根本的な見直しを検討する。</p>	<b>総務課</b>
計画	方針	<b>規制改革の推進</b>	令和2年度～令和3年度
	相手方に押印を求めている行政手続き		押印廃止の推進